



※ 本図は大強度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
 ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
 ※ 非営口 保守用車留置施設(資材搬入口) 保守用車留置施設(保守用車留置場所)